

旅スタイルイグスぺ 旅行条件書（国内募集型企画旅行）

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」および同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。お申込みの前に必ず全文をお読みください。

第 1 章 旅行契約について

1. 旅行の企画・実施

この旅行は、以下の旅行者（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

商号： 旅スタイルイグスぺ

登録番号： 宮城県知事登録旅行業 第 3-417 号

所属協会： 一般社団法人 全国旅行業協会（ANTA）正会員

旅行業務取扱管理者： 国内旅行業務取扱管理者 遠藤 孝志

※この旅行に関する契約内容について、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、上記旅行業務取扱管理者へご質問ください。

住所： 〒986-1111 宮城県石巻市鹿又字用水向 6 6

募集型企画旅行実施可能区域： 石巻市・東松島市・登米市・本吉郡南三陸町・遠田郡涌谷町・遠田郡美里町・牡鹿郡女川町

2. 添乗員の同行

添乗員同行の有無は、各ツアーの募集広告・ページに明示します。添乗員が同行するツアーにおいては、当該添乗員が旅行を円滑に実施するための旅程管理業務を行います。添乗員が同行しないツアーにおいては、お客様ご自身での旅程管理をお願いいたします。

第 2 章 お申込みと契約の成立

1. 旅行のお申込み

お客様は、当社ホームページ（igusupe.com）上の申込フォームに必要事項を入力の上、お申込みいただくものとします。

インターネット通信環境等により、お申込みが正常に完了しない場合があります。お申込み後、当社からの「申込受付メール（自動返信）」が届かない場合は、大変お手数ですが当社までお問い合わせください。

2. 旅行契約の成立時期

旅行契約は、当社がお客様のお申込みを承諾し、旅行代金（または申込金）の入金を確認したうえで、当社が「契約成立通知（予約確定メール）」を発信した時に成立するものとします。

自動返信による「申込受付メール」の時点では、旅行契約はまだ成立していません。

第 3 章 旅行代金・変更および変更補償

1. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、当社が指定する期日まで、または指定する決済手段（WEB 決済等）により、旅行開始前にお支払いいただきます。

2. 旅行代金に含まれるもの・含まれないもの

含まれるもの： 募集広告・パンフレットに明示された運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、施設入場料、および消費税等。これらの費用はお客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

含まれないもの： コースに含まれない交通費・飲食費、通信費、日本の自宅から発着地までの交通費、および任意の国内旅行傷害保険料等。

3. 旅行日程・旅行代金の変更

天候、道路事情、運送機関の都合その他やむを得ない理由により、旅行日程、利用施設および旅行サービスの内容を変更する場合があります。変更となった場合は、代替行程にて催行する場合がございます。この場合、旅行代金の変更および払戻しはいたしません。

なお、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅を超えて改定された場合は、その差額の範囲内で旅行代金を変更することがあります。

4. 旅程保証

旅行日程に重要な変更が生じた場合は、標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規定に基づき、旅行代金に一定の率を乗じた額の「旅程保証金」を支払います。ただし、天災地変や運送機関の不通・遅延など、当社の責めに帰さない事由による変更の場合は除きます。

第 4 章 取消・契約の解除

1. お客様による解除（取消料のお支払い）

お客様は、いつでも次に定める取消料をお支払いいただくことで、旅行契約を解除することができます。

【日帰り旅行の場合の取消料基準】

解除時期	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 10 日目に当たる日以降	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日の当日（出発前）	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除、または無連絡不参加	旅行代金の 100%

当社の責めに帰すべき事由による契約内容の変更等の場合は、お客様は取消料を支払うことなく契約を解除できます。

2. 最少催行人員と当社による催行中止・解除

旅行の最少催行人員は募集広告に明示します。参加者が最少催行人員に達しない場合は、当社は旅行の催行を中止することがあります。この場合、日帰り旅行においては旅行開始日の 3 日前までに旅行を中止する旨をお客様に通知し、お預かりしている旅行代金の全額を払い戻します。

また、お客様が期日までに旅行代金をお支払いいただけない場合、または健康状態、その他事由により旅行の安全・円滑な実施が困難と判断される場合、当社は契約を解除することがあります。

3. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡（交替）することができます。この場合、交替に伴う所定の手数料を申し受けることがあります。

第 5 章 旅行中の責任・特別補償および保険

1. 当社の責任

当社は、当社または手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。

2. 特別補償

お客様が旅行中に偶然かつ急激な外来の事故により生命、身体または手荷物に被られた一定の損害については、当社の標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の「特別補償規程」により、あらかじめ定める額の補償金および見舞金を支払います。ただし、故意、酒酔い運転、危険なスポーツによる事故など、約款で定める補償対象外となる場合は除きます。

3. 国内旅行傷害保険加入のおすすめ

お客様が安心してご旅行いただくため、病気、怪我、手荷物損害等に備え、お客様ご自身で国内旅行傷害保険に加入されることを強くおすすめいたします。

第 6 章 個人情報・その他

1. 個人情報保護方針

当社は、旅行申込みの際に提出された個人情報について、お客様との間の連絡や、手配機関（バス会社等）への手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。また、より良い旅行商品の開発やご案内をお送りするために、個人情報を利用させていただくことがあります。個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましては、当社までお問い合わせください。

2. 苦情相談窓口

本旅行に関する苦情やご相談がございましたら、当社窓口のほか、下記でも承ります。

一般社団法人 全国旅行業協会（ANTA）宮城県支部

住所：〒981-3133 仙台市泉区泉中央 3-14-9 TAS ビル 202 号

電話番号（TEL）：022-218-3522

FAX 番号：022-218-3521

3. その他（約款）

本旅行条件書に定めのない事項は、観光庁・消費者庁が定める「標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」および「特別補償規程」によります。

第7章 反社会的勢力の排除・カスタマーハラスメント対応

1. 反社会的勢力の排除

お客様が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合は、旅行契約の締結をお断りし、または旅行契約を解除することがあります。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます）である場合
- (2) 反社会的勢力が経営を支配している、または利用していると認められる場合
- (3) 反社会的勢力に対して資金提供その他の便宜を供与するなど、社会的に非難される関係を有していると認められる場合

前項により旅行契約を解除した場合、当社に損害が生じたときは、お客様にその損害を賠償していただくことがあります。また、旅行開始後に解除したときの払戻しは、標準旅行業約款の定めによります。

2. カスタマーハラスメントへの対応

お客様による当社従業員への暴言、威迫、過度な要求、業務妨害にあたる行為（カスタマーハラスメント）その他、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるおそれがある行為を行った場合、当社は旅行契約の締結をお断りし、または旅行契約を解除することがあります。

第8章 特定商取引法に基づく表示

WEB 決済（BASE 等）を用いて通信販売を行うにあたり、特定商取引法に基づき以下の通り表示いたします。

販売業者： 旅スタイルイグスベ

運営責任者： 遠藤 孝志

所在地： 〒986-1111 宮城県石巻市鹿又字用水向 6 6

連絡先（メール）： igusupe0523@gmail.com

連絡先（電話）： 0225(83)3873

商品代金： 各ツアー募集ページに記載（消費税込み表示）

販売数量・申込み有効期限： 各ツアー募集ページ記載、または満席となるまで

代金の支払時期・方法： クレジットカード決済、銀行振込等（お申込時のご案内による）

商品の引渡時期（役務の提供時期）： 当該ツアーの旅行日

不良品（契約内容との相違）： 旅行商品（役務の提供）という特性上、該当しません。

返品・キャンセルについて： 旅行条件書「第4章 1. お客様による解除（取消料のお支払い）」の規定に基づきます。

第9章 関連リンク（標準旅行業約款等へのご案内）

当社の募集型企画旅行契約は、観光庁・消費者庁が定める「標準旅行業約款」に準拠しております。

標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）

標準旅行業約款（特別補償規程の部）